

F R P 内面ライニング施工認定事業者の責務

F R P 内面ライニング施工認定事業者は、平成 19 年 2 月 28 日全危協規程第 1 号「財団法人全国危険物安全協会 鋼製地下タンク FRP 内面ライニング施工事業者認定制度に関する規程」（以下「ライニング規程」という。）および平成 19 年 3 月 15 日全危協規則第 1 号「財団法人全国危険物安全協会 鋼製地下タンク FRP 内面ライニング施工認定事業者制度に関する規則」（以下「ライニング規則」という。）を遵守し、鋼製地下タンク F R P 内面ライニング施工事業者認定申請書において届けられた内容に沿って安全、かつ、適格にライニング施工を実施する為、次の様な責務を有しています。

1 FRP 内面ライニング工事の実施に伴う届出等

(1) ライニング施工届

認定事業者は FRP 内面ライニング工事の依頼を受け、健全性の評価を行った結果、FRP ライニング施工が可能となり、FRP ライニング施工を行うこととなった場合は、施工前にライニング施工届を事前（10 日以上前に）に協会へ届け出なければなりません。この施工届には次の書類等の添付が必要です。

- ア 施工実施タンクに係る設置許可時の許可申請書（添付書類を除く）・構造設備明細書・地下タンクの設置図の写し
- イ 認定事業者が「FRP 内面ライニング施工実施規程」で定めた鋼製地下タンクの板厚等に関する測定記録（施工開始後測定次第 F A X 等で速報し、後日施工届に添付用を 2 部送付する）
- ウ 気密性・耐圧試験の実施記録（施工開始後測定次第 F A X 等で速報し、後日施工届に添付用を 2 部送付する）
- エ 施工実施施設の案内図（最寄駅からの行き方がわかるもの）
- オ 施工スケジュール
- カ 施工作業者一覧表
- キ 協会職員の施工実施施設への立ち入り及び提出した資料（個人情報に係る情報を除く）を各種統計資料等として利用することについての設置者の承認書（別添え承認書参照）

(2) 施工現場への立入り調査

(財) 全国危険物安全協会は必要に応じ前記設置者の承認書に基づき FRP 内面ライニング工事現場に立入調査を実施し、施工方法、安全管理体制等の調査を実施しますので関係書類の提示、施工内容について説明してください。

(3) ライニング施工完了報告書

認定事業者は FRP 内面ライニング工事を完了しピンホールテストで異常のないことを確認後様式第 8「鋼製地下タンク FRP 内面ライニング施工完了報告書」を協会に提出します。

この報告書には、次の書類等の添付が必要です。

ア ライニング材料が収納危険物に適応する証明資料（消防法で認められた材料については、その名称、根拠条文で可）

事業所認定申請時に届け出た材料であること。

- ・ プライマー樹脂
- ・ 使用樹脂
- ・ 使用パテ
- ・ 使用ガラスマット
- ・ 硬化剤
- ・ 促進剤

（各製造会社の規格、品質証明書等を添付する）

イ 膜厚計により測定した、内面ライニングの測定値に関する資料

認定事業者が「FRP 内面ライニング施工マニュアル」で定めた方法等により、FRP の膜厚を確認した記録を添付します。

ウ 密着性等、ライニングが適正になされたことが判断できる写真

認定事業者が「FRP 内面ライニング施工マニュアル」で定めた工程毎に撮影した写真、使用材料の写真を添付します。

(4) 施工内容の審査

協会は、鋼製地下タンク FRP 内面ライニング施工完了報告書に基づき、内面ライニング工事が、認定事業者の定めた「FRP 内面ライニング施工実施規程及び施工マニュアル」に基づき、運用基準別添 1 第 1 の基準を満足しているか否かを審査し、合格したものに対して「鋼製地下タンク FRP 内面ライニング施工適合証明書」及び「FRP 内面ライニング施工済証」を交付します。

(5) 鋼製地下タンク FRP 内面ライニング施工適合証明書の交付

本証明書は、協会から認定事業者あてに送付いたします。

(6) FRP 内面ライニング施工済証の貼付

FRP 内面ライニング施工済証は、施工した地下タンクの通気管等施設の見やすい位置に貼付して下さい。

7 FRP 内面ライニング認定事業者のその他の届け出に係わる責務

認定事業者は、協会が定めた FRP ライニング規程を遵守しなければなりません。

以下、FRP ライニング規程に定められた、主な義務を示します。

(1) 事業者再認定について

認定事業者は次の一に該当する場合、事業者再認定を受けなければなりません。

ア 事業者認定又は事業者再認定を受けた日から 5 年以内

イ 認定申請又は再認定申請の内容を変更しようとする時、ただし、次に定める軽微な変更を行う場合は除きます。

(2) 事業内容の軽微な変更について

認定事業者が次に掲げた軽微な変更を行った場合は、様式第 3 の「鋼製地下タンク FRP 内面ライニング施工事業者認定事項の軽微な変更届出書」により変更内容の届出をしなければなりません。

ア 事業者名及び代表者名並びに主たる事務所の所在地を変更した場合

イ ライニング事業を行う事務所等の数の変更（現在の事務所の数を超えない場合に限り。なお、超える場合は再認定の手続きが必要になります。）

ウ FRP 内面ライニング施工者・及び危険物取扱者 の変更

エ 施工資機材の保有数量の増減（施工方法の変更が無く、減ずる場合は必要数量以下に減らさず、増やす場合は、従来 of 資機材と同一精度のものに限る）

オ 賠償責任保険の更新又は変更

カ 上記の他、施工業務体制の大幅な変更とならない組織や監督区分の軽微な変更

(3) 認定事業者の報告等について

ア 事故報告

認定事業者は、FRP 内面ライニング工事に伴う事故が発生した場合は、ライニング規則に定める「鋼製地下タンク FRP 内面ライニング施工事故報告書」（様式第 9）により速やかに協会に報告しなければなりません。

イ 廃止届

認定事業者がライニング施工業務を行わなくなった場合は、「ライニング規則」に定める「廃止届」（様式第 12）に「鋼製地下タンク FRP 内面ライニング事業者認定証」及び「鋼製地下タンク FRP 内面ライニング認定事業者携行略証」を

添えて協会に届け出なければなりません。

8 事業者認定の取消について

協会は、認定事業者が次に掲げる事由に該当するに至った場合は、事業者認定を取り消すことがあります。

- (1) 事業者再認定を受けなかった場合。
- (2) FRP 内面ライニング工事に係わる火災・労働災害等の事故を発生させた場合。
- (3) 運用基準別添第 1 に定める知識及び技能を有する者以外の者がライニング施工業務を行った場合、若しくは甲種又は乙種第四類危険物取扱者免状の交付を受けている者の立会いなしにライニング施工業務を行った場合。
- (4) その他不適切な行為を行ったと認めた場合。